

子母発 1203 第 1 号
令和元年 12 月 3 日

公益社団法人 日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」
に係る情報提供について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）」が平成 30 年 12 月 14 日に公布され、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 169 号）」により法の施行期日が令和元年 12 月 1 日と定められ、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第 170 号）」とともに、同日に施行されることになりました。

今般、厚生労働省子ども家庭局より、別紙のとおり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」（令和元年 11 月 29 日子発 1129 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「施行通知」という。）を、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に通知しました。

貴団体におかれましては、施行通知の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。